

令和7年4月吉日

学 長 殿

公益財団法人瀧川奨学財団
理 事 長 瀧 川 博 司

公益財団法人瀧川奨学財団のご案内

標記の件、公益財団法人 瀧川奨学財団の奨学生をご推薦いただきたく、
下記によりご案内申し上げます。

記

1. 本財団の趣意

わが国が21世紀において、世界で先進的な役割を果たしていくには、
国際社会で活躍できる幅広い視野を持った人材の育成と、海外からの留
学生に対する修学補助を通じてわが国への理解を深め、友好を促進して
いく必要があります。

兵庫トヨタ自動車株式会社は、60有余年の自動車事業の営みを通じ、
多彩な人材の活躍によって発展してきた社会に大きく支えられたもので
あり、感謝の念をもって兵庫県出身の生徒、学生、或は県内に就学する
海外留学生で、学業優秀、品行方正、身体強健でありながら、経済的理
由により就学困難な者に対し、奨学金を給付することによってその修学
を援助し、社会有為の人材の育成、或は国際社会の理解と友好促進に寄
与し、企業の持つ社会的使命を果たしていきたいと考え、本財団を設立
するものであります。（昭和63年3月設立）

2. 事務所

神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号
兵庫トヨタ自動車株式会社 秘書室内
電話 078-252-2820

3. 事業内容

- (1) 兵庫県出身の高校生・短大生・大学生に対する奨学資金の給付。
- (2) 兵庫県内大学に就学している海外よりの留学生に対する
奨学資金の給付。
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

兵庫県出身の高校生、短大生、大学生に対する奨学金給付などは
次の通りといたします。

4. 給付額		(文系)	(理工系)
(1) 高校生	月額	8, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
(2) 短大生	月額	1 5, 0 0 0 円	1 7, 0 0 0 円
(3) 大学生	月額	2 5, 0 0 0 円	2 8, 0 0 0 円
(4) 大学院生	月額	3 0, 0 0 0 円	3 3, 0 0 0 円

5. 給付期間

高校生、短大生、大学生、大学院生共第1学年後期（10月）より定められた修業年限を修了まで給付いたします。

給付期間中といえども、給付対象者としてふさわしくないと理事会が判定した時は、給付を中止することがあります。

6. 給付方法

高校生については、4月、7月、10月、1月の年4回に分け学校長若しくは、担任教官経由で給付します。

短大生、大学生、大学院生については、4月、7月、10月、1月の年4回に分け担任教授或は学生部長を通じて給付いたします。

7. 募集方法

兵庫県内の高校、並びに県内外の短大、大学を今年度募集計画に応じて選定し、1年生を対象に奨学生の推薦を依頼いたします。

8. 選考方法

各校より推薦された者の中から別に定める財団の選考委員会において選考して選考経過と共に理事長宛に推薦し、理事長が決定いたします。

9. 給付人員

高校生9名、短大生8名、大学生16名、大学院生4名といたします。

10. 奨学金の返還

奨学生の資格取消しが無い限り、本財団の奨学金は給付であるので、返還の必要はありません。

ただし、奨学生の資格を年度の途中で失ったとき、その取消し後の期間に該当する奨学金を受領している場合に限り返還を求めます。

11. 他の奨学金との併給

他の奨学金との併給を認めます。

以 上